

介護領域のデータベースにおける今後の取組等について

○ 介護保険総合データベース（介護 DB）

1. 現状

- ・ 介護保険法第 197 条第 1 項の規定に基づき、要介護認定情報や介護レセプト情報等について、個人情報情報を匿名化した上で、市町村から任意でデータ提供されたものであり、平成 25 年度から運用を開始している。
- ・ 平成 29 年介護保険法改正において、市町村から厚生労働省へのデータ提供が義務化された。
- ・ 介護 DB に保有する情報は、現行では行政のみが利用しており第三者提供を行った実績はない。
- ・ 介護 DB やレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）といった公的データベースが整備され、情報が蓄積されているが、これらのデータの連結はできず、健康・医療・介護の各分野を通じた分析は困難である。

2. 目指すべき姿

- ・ データベースをより有効活用するため、NDBと同様に利用目的が公益性の高い場合には、第三者への提供を可能とする。
- ・ VISIT 及び CHASE と連結し、個人の介護に関する様々な情報を用いて分析可能とし、科学的に自立支援等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示する。
- ・ 各種データベースで保有する健康・医療・介護の情報を連結し、個人の保健医療の履歴をビッグデータとして分析可能な環境を提供し、医療・介護の提供体制の研究等に活用する。

3. 今後の取組

- ・ 国、保険者以外がデータベースを利用できる枠組みについては、介護保険部会の指摘も踏まえ、NDB 等の取組を参考に、提供にあたっての具体的な手続き等を検討していく。
- ・ VISIT 及び CHASE との連結については、医療領域のデータとの連結と同様に、必要な制度的・技術的な対応を進めていく。
- ・ NDB との連結については、2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度は、サービス内容の具体化等に向けた検討を行いながら、並行して複数のデータベース間の連携・解析を行うシステムの構築を行う。2020（平成 32）年度より、各種のデータベースを連結・解析可能なシステムの本格稼働を目指す。

○ 通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業（VISIT）のデータ

1. 現状

- ・ 全国の事業所からリハビリテーションマネジメントに係るデータを任意に収集するデータベースであり、平成 28 年度から運用を開始している。
- ・ 平成 30 年度介護報酬改定において、VISIT へのデータ提出に係る評価を新設した。

2. 目指すべき姿

- ・ VISIT にデータを提出した事業所に対し、全国から収集したデータに基づくフィードバックを行うことで、より効果的なリハビリテーションマネジメントを推進する。

3. 今後の取組

- ・ 具体的なフィードバックの内容については、老人保健健康増進等事業において検討を行い、2019（平成 31）年度中に実装する。

○ 上記を補完する介入、状態等のデータ（CHASE）

1. 現状

- ・ 各介護事業者が提供する介護サービスに関して、狙った効果がどの程度得られているか、また、どのようなリスクが生じているか等について、科学的な検証に裏付けられた客観的な情報が十分に収集できているとは言えない。

2. 目指すべき姿

- ・ 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、科学的分析に必要なデータを新たに収集するデータベースを構築する。

3. 今後の取組

- ・ 2018（平成 30）年度は、「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の中間とりまとめを踏まえ、データベースの構築を開始する。2019（平成 31）年度には試行運用を行い、2020（平成 32）年度からの本格運用を目指す。

・